

# 支給の手続きが始まります

### 事業概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等を支援する新たな給付金です。

A household whom below is eligible for 30,000yen benefit.  
A household whom all family members have low income and not required to pay resident tax for FY2023. (a tax-exempt household)  
A household whom all family members have low income and required to pay only per capita resident tax for FY2023.  
A household whom income of all family members has decreased due to unexpected reasons.

### 支給額

一世帯あたり3万円です。  
給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。  
※申請期限：令和5年10月31日(必着)

### 支給対象となる世帯

以下のいずれかにあてはまる世帯が対象です。



1 世帯全員が令和5年度  
**住民税非課税** または  
**住民税均等割のみが課税**  
の世帯

令和5年6月1日時点で豊島区に住民登録がある方に**確認書をお送りします(要返送)**  
7月3日から順次発送予定です。

詳しくは中面①へ

2 **家計急変世帯**  
令和5年1月～9月の収入が減少し  
住民税非課税相当の収入となった世帯

申請時点で豊島区に住民登録がある方が申請できます。  
申請書は、豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口(区役所本庁舎2階)のほか、東・西区民事務所、区民ひろばで配布。区ホームページからダウンロードも可。  
申請期間：令和5年7月24日～  
令和5年10月31日



詳しくは中面②へ

豊島区が確認書(または申請書)を受理した日から4～6週間程度で指定の口座に振り込まれます。ただし、書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数を要する可能性があります。ご了承ください。

お問い合わせ 豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口

コールセンター：☎4566-4192(よいきゅうふ) 受付窓口：区役所本庁舎2階(南池袋2-45-1)

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)※朝と夕方は電話が混み合います。つながらない場合は、時間をずらしてご連絡ください。

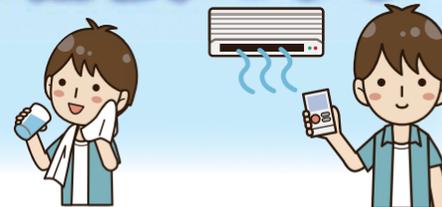


これから本格的な暑さが到来します!



## 熱中症は部屋の中でも注意が必要です。

- ❖ エアコンなどで暑さ対策をしましょう
- ❖ こまめに水分、塩分を補給しましょう



# 給付金の手続きと振り込みまでの流れ

## 1 住民税非課税世帯 または 均等割のみ課税世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から豊島区にお住まいの場合

- 1 豊島区から、支給対象と思われる世帯へ、給付内容や確認事項が書かれた確認書が送付されます。**7月3日から発送予定**



- 2 記載内容を確認して、豊島区に**郵送**または**直接提出**してください。
- 3 指定の口座に振り込まれます。

【確認事項】

- 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- 確認欄に氏名・記入日・連絡先を記入してください。

※口座番号が記載されていない場合、または振り込み口座を変更する場合は、振り込み先口座を記入し、必要書類を同封してください。



確認書や申請書が届いていない方は、豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口 ☎4566 - 4192 (よいきゅうふ) までお問い合わせください。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に豊島区に転入した方がいる場合

- 1 豊島区から、申請書が送付されます。**7月中旬から発送予定**
- 3 指定の口座に振り込まれます。

- 2 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ**郵送**または**直接提出**してください。

【添付書類】

- 申請・請求者の本人確認書類のコピー
- 本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
- 受取口座を確認できる書類のコピー

■令和5年1月1日時点の住所地の市区町村が発行する『令和5年度住民税課税(非課税)証明書』のコピー(令和5年1月2日以降に豊島区に転入した方全員分)

確認書や申請書が届いても、支給要件に該当しない場合があります。あらかじめご了承ください。

原則、口座振込による支給です。ただし、金融機関で口座が作れないなどの理由により、どうしても口座による受け取りができない場合は現金で受け取ることもできます。**(予約制)**

## 2 家計急変世帯

【対象となる世帯】  
以下のいずれにもあてはまる世帯

● 予期せぬ理由により収入が減少したこと。

かつ

● 世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税水準以下であること。

### 非課税水準

扶養人数	非課税相当限度額(収入額)	非課税相当限度額(所得額)
扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円
1人	156.0万円	101.0万円
2人	205.7万円	136.0万円
3人	255.7万円	171.0万円
4人	305.7万円	206.0万円
5人	355.7万円	241.0万円

7月24日から受付開始予定

### 家計急変

Q (家計急変) 予期せぬ理由とは、どのような理由のことですか

A 病気やケガなどにより収入が減少した場合などです。季節性がある事業活動をしている方で、通常収入を得られる時期以外での申請は支給要件を満たしません。また、定年退職による収入の減少も支給要件を満たしません。

Q 年収見込額が非課税水準以下かどのように確認したらいいですか

A 令和5年1～9月の間の任意の1か月の収入×12か月が非課税相当限度額を上回っていないければ、家計急変世帯として給付の対象になります。(例) 右記ケース1～3

ご不明な点はお問い合わせください  
コールセンター ☎4566 - 4192

#### ケース1

#### 支給対象

一人世帯で、ある月の収入が8万3千円に減り、年間収入見込額が100万円を下回る場合



年間収入見込額  
83,000円×12か月  
=996,000

$$\left( \begin{array}{l} \text{年間収入見込額} \\ (99.6\text{万円}) \end{array} \leq \begin{array}{l} \text{非課税相当限度額} \\ (100\text{万円}) \end{array} \right)$$

#### ケース2

#### 支給対象

二人世帯(配偶者を扶養)で、ある月の収入が13万円に減り、年間収入見込額が156万円を下回る場合



月収入13万円  
年間収入見込額  
130,000円×12か月  
=1,560,000

世帯収入の合算ではなく、1人1人の収入がそれぞれ非課税水準以下か判定します

$$\left( \begin{array}{l} \text{年間収入見込額} \\ (156\text{万円}) \end{array} \leq \begin{array}{l} \text{非課税相当限度額} \\ (156\text{万円}) \end{array} \right)$$

#### ケース3

#### 支給対象外

一人世帯で、ある月の収入が9万円に減ったが、年間収入見込額が100万円を超える場合



年間収入見込額  
90,000円×12か月  
=1,080,000

$$\left( \begin{array}{l} \text{年間収入見込額} \\ (108\text{万円}) \end{array} > \begin{array}{l} \text{非課税相当限度額} \\ (100\text{万円}) \end{array} \right)$$

### 【申請方法】

- 1 申請書は区ホームページからダウンロードするか豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口(☎4566 - 4192)にお問い合わせください。
- 2 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ**郵送**または**直接提出**してください。
- 3 指定の口座に振り込まれます。

### 【添付書類】

- 申請・請求者の本人確認書類のコピー
- 本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
- 世帯の状況を確認できる書類(住民票の写しなど)のコピー



- 受取口座を確認できる書類のコピー
  - 簡易な収入(所得)見込額の申立書
  - 「令和5年中の収入の見込み額」または「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類のコピー
  - 銀行口座の入出金明細
  - 「令和5年度住民税課税(非課税)証明書」のコピー(令和5年1月2日以降に転入された方のみ)
- ※収入状況を確認するための書類として、「退職証明書」や「源泉徴収票」などの提出を求められる場合があります。

## Q & A

Q 申請はいつまでできますか

A 令和5年10月31日(必着)までに申請してください。

Q 世帯分離をした場合はどうなりますか

A 基準日(令和5年6月1日)時点(家計急変の場合は申請日時点)の世帯で判定します。基準日の翌日以後に世帯分離をしても別世帯とはみなしません。また、一度給付を受けた世帯に属する方を含む世帯は原則として支給の対象外です。

Q 支給の対象だと思いますが、確認書が届きません

A 同居している家族(同一世帯)の中に、住民税が課税される収入がある方がいる場合等は支給対象外です。対象かどうか不明な場合はお問い合わせください。

同一世帯



親は非課税で子が課税されている

Q 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金は対象であれば2つとも給付されますか

A それぞれ支給要件を満たしていれば2つとも給付されます。なお、振り込みや手続き、問い合わせ先は異なります。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関すること... ☎4566 - 2482  
電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金に関すること... ☎4566 - 4192

Q 令和5年6月1日時点では非課税世帯ではなかったのですが、6月2日以降に申告内容を修正したため世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税となりました。給付は受けられますか

A 修正申告などにより世帯全員分の令和5年度分の住民税均等割が非課税となった場合は支給の対象となります。確認書は送付されませんので、申請期限である令和5年10月31日までに本人からの申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

Q 非課税世帯で令和5年6月2日以降に豊島区に転入したのですが、基準日が豊島区と異なっていたため、転入前の自治体からは給付を受けることができませんでした。豊島区から給付を受けられますか

A 基準日や支援メニューの違いにより、転入前(または転入後)の自治体から給付を受けることができなかった方は、豊島区から給付できる可能性があります。詳細はお問い合わせください。



## 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！



自治体や内閣府などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、給付のために、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを語る不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### DV(ドメスティック・バイオレンス)など避難中の方へ

DVなどの理由で住民票を動かさず、豊島区に避難している方も、受給できる可能性があります。住民票上の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV 保護命令と収入要件)を満たせば、受給することができます。給付金を受給するためには、手続きが必要です。詳細は、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口(☎4566 - 4192)へお問い合わせください。

### ❖ その他の給付金等のご案内

給付金	内容・連絡先
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) ☎4566 - 2482	支給対象者 ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③令和5年3月分の児童扶養手当の受給を受けていない方のうち、家計急変の要件に該当する方 支給額 児童一人につき5万円(申請期限:令和6年2月29日) ☎子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター:子育て支援課
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外のその他世帯分) ☎4566 - 2482	支給対象者 ①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外のその他世帯分)(以下「令和4年度給付金」)の受給者 ②令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する方のうち、家計急変の要件に該当する方 支給額 児童一人につき5万円(申請期限:令和6年2月29日) ☎子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター:子育て支援課
としまの子ども応援給付金(区独自の給付金) ☎4566 - 4124	支給対象者 令和5年4月2日現在、平成17年4月2日から令和5年4月1日までに生まれたお子様を養育している保護者の方 支給額 児童一人につき2万円(申請期限:令和5年6月30日) ☎としまの子ども応援給付金コールセンター:子育て支援課
住居確保給付金 ☎4566 - 2454	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。 ☎くらし・しごと相談支援センター:自立促進担当課

### ❖ 生活にお困りの方 主な相談窓口のご案内

くらし・しごと相談支援センター ☎4566 - 2454	生活に困りごとや不安を抱えている場合は、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か相談者と一緒に考えます。具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 例)「仕事がなかなかみつからない」「生活に困っているが、どこに相談に行ったらよいかわからない」「借金の返済で将来の生活が不安」など ☎くらし・しごと相談支援センター:自立促進担当課
コミュニティソーシャルワーカー(CSW) ☎3981 - 4392	生活の中の不安なこと、地域の中で心配なこと、どこに相談したらいいかわからないことなどを、地域の皆さんや関係機関と協力して、解決に向けたお手伝いをします。お住まいの地域の担当CSWをご案内します。 ☎社会福祉協議会 地域相談支援課
生活保護 ☎3981 - 1842 ☎5917 - 5762	収入が無い、またはとても少ないため生活が困難になった時に、その状況に応じて、最低限度の生活を保障する生活保護の制度があります。相談場所はお住まいの住所地によります。 ☎生活福祉課相談グループ、西部生活福祉課相談グループ

### お問い合わせ 豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金窓口

コールセンター: ☎4566 - 4192(よいきゅうふ) 受付窓口: 区役所本庁舎2階(南池袋2-45-1)

受付時間 午前9時~午後5時(土日祝日を除く)※朝と夕方は電話が混み合います。つながらない場合は、時間をずらしてご連絡ください。

